

海老名市都市ブランド事業とは…?

より多くの皆さんに、海老名に愛着と誇りを持ってもらい、海老名に「住みたい・住み続けたい」と感じてもらうことを目的に、さまざまな海老名の魅力情報の発信や、新たな魅力づくりを通して、「海老名のまちそのもの」をブランド化していく事業です。

都市ブランド事業では、市の可能性は一つではなく、一人一人によって異なるということ、コンセプトワード「あなたのフィールドへ。海老名市」で表現しています。

住んでよかったと思えるまちを目指して

海老名市都市ブランド事業を展開しています

図 政策事業推進課 (☎235・4574)

海老名市都市ブランド事業

ロゴマーク



えびな

あなたのフィールドへ。海老名市

えびなの頭文字の「え」の字を人間に見立て、大空に向かって体を反らし、大きく一歩を踏み出す瞬間をシルエツトでデザインしたもので、「市民と共に未来へジャンプする」イメージを表現しています。

このマークは、平成19年に実施したデザインコンペで募集した248作品の中から選んだもので、「海

老名市の魅力発信」の際に積極的に使用しています。

また、このマークを多くの皆さんに広く使用してもらうため、「海老名市都市ブランドロゴマーク使用認証制度」を制定し、同制度の中でロゴマークの運用管理を行っています。ぜひご活用ください(使用には事前申請が必要です)。

都市ブランド事業

魅力発信中!!

インターネット放送局

毎月1日に「市長シティセールス」として、内野市長が政策などを分かりやすく伝えていきます。シティセールス特別企画では、ゲストを迎えて対談を放送しています。

また、原則毎週月曜には「海老名の魅力紹介」として、イベントや市内の魅力情報などを放送しています。

これらは、取材から編集まで、すべて政策事業推進課で行っている手作りの情報発信コンテンツで、合計

ブログ「えびなデイズ」

平日の開庁日の毎日更新。政策事業推進課の職員が日替わりで、海老名の「旬」情報をリアルタイムでお知らせしています。市ホームページとモバイルサイトからご覧ください。

出張ブース

市内外のイベント等に出展し、モニターを使用したインターネット放送局の番組放映や、チラシの配布などで、海老名の魅力のPRを行っています。

海老名の魅力募集企画

「あなたの目線の海老名の魅力」をテーマに、皆さんからの作品や情報を広く募集しています。応募作品は「インターネット放送局」やブログ「えびなデイズ」で公開しています。

海老名の魅力素材集

パソコンの壁紙や各種素材などに使える、風景写真

アンケートにご協力を お願いします

市ホームページの都市ブランドサブサイト上で、「インターネット放送局」とブログ「えびなデイズ」のアンケートを実施中です。このアンケートは、皆さん

「あなたの目線の海老名の魅力」 写真・動画・情報などを大募集!!

「あなたの目線の海老名の魅力」をテーマに、ご自分で撮影した写真や動画、身近な情報などを募集しています。

内容は、「海老名のここが好き!」「すてきな風景写真が撮れた!」など、どんなものでも構いません。皆さんからお寄せいただいた情報は、市ホームページ

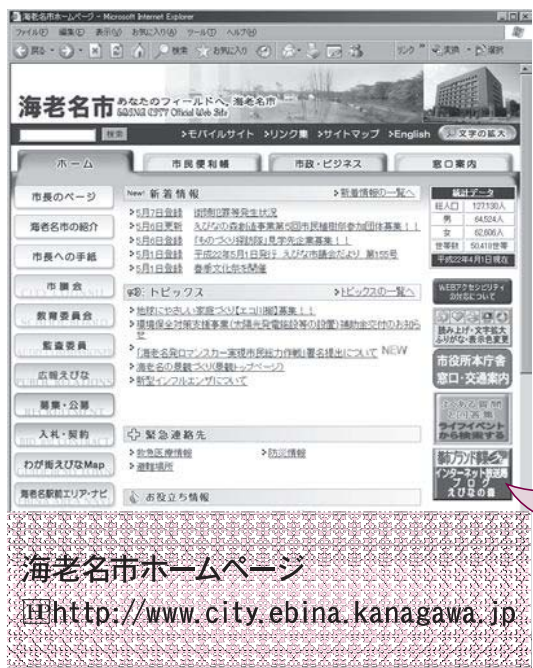
の「インターネット放送局」やブログ「えびなデイズ」の中で、順次公開していきます(内容により公開できないものもあります)。

締め切りや応募数の制限はありません。随時募集していますので、あなたの身近にある「海老名の魅力」をぜひお寄せください。なお、応募者全員に粗品を贈

呈します。

※第三者の著作権や肖像権を侵害することのないようご注意ください。応募に関する注意事項は、市ホームページまたは政策事業推進課へお問い合わせください。

▽応募内容 写真・動画・口コミ情報など
▽提出媒体 CD・DV
D・写真など
■応募用紙(市ホームページからダウンロード可)と提出媒体を、直接または郵送で同課へ提出。



インターネット放送局やブログなど、都市ブランド事業に関する詳細は、市ホームページ画面にある上記ボタンをクリックしてご覧ください

4面住宅用火災警報器関連記事

警報器の

悪質な訪問販売に ご注意を

警報器の設置義務化に伴い、悪質な訪問販売の増加が予想されます。

警報器の取り付けには、特別な資格は不要です。また、市(消防本部)では、警報器の販売・あつせんは一切行っておりません。取り扱いは個人でも簡単に行うことができますが、設置を依頼する場合は、次の点に注意してください。

- 自分の家には、どの個所に設置する必要があるのかあらかじめ知っておく
- 事前に見積りを取り、工事内容をよく確認する
- 承諾を得ず点検を始めるなど、「怪しい」と感じたらその場で断る(点検作

警報器を設置して 役に立った事例紹介

- ①隣の住宅からの警報音に気付いた隣人が、住宅から煙が出ているのを発見したが、住宅の扉が施錠されていたため119番通報。消防隊員が進入し、鍋の空だきを発見したため、こんろの火を消した
- ②居間からの警報音に気付いた小学生の男子が、居間のこたつの器具コード接続部分から、こたつ布団が燃えているのを発見。男子は、風呂の残り湯を洗面器にくみ、布団にかけて初期消火を行うとともに、119番通報した
- ③一人暮らしで歩行困難な女性が就寝中、警報音で目覚め、119番通報。女性は自力で玄関まで移動し、隣に住む家族の助けにより避難。その後、家族がバケツの水で初期消火を行うが鎮火せず、家屋は全焼したが、家族にけがはなかった

業は個人でも簡単に行うことができます)

○口車に乗せられて即決・契約しない

○価格が高すぎたり、安すぎたりするのはおかしいと疑う

これは、消費者が購入・契約をして、その内容が記載された書面を受け取った

不適正な訪問販売で購入・契約してしまった場合は、クーリング・オフ制度を適用できます。

これは、消費者が購入・契約をして、その内容が記載された書面を受け取った

これは、消費者が購入・契約をして、その内容が記載された書面を受け取った

○「設置しないと罰金」という言葉に動揺しない(罰金はありません)

★クーリング・オフ制度のご利用を

日から一定期間(警報器の訪問販売は8日間)は、契約を解除できる制度です。契約解除を求めるときは、契約書受領後8日以内に、クーリング・オフをする旨を書面に記入し、販売業者に郵送してください(簡易書留または内容証明郵便で郵送すると確実※いずれの場合も必ず控えを保管してください)。